

令和2年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

所管事項調査

1 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて	1頁
・ 資料1 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直し	1頁
2 「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』（仮称）最終案に対する意見」への回答について	
・ 資料2 「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』（仮称）最終案に対する意見」への回答	2頁
3 みえ県民力ビジョン・第三次行動計画（案）について	
・ 資料3 施策141 犯罪に強いまちづくり	3頁
4 犯罪情勢について	
・ 資料4 犯罪情勢（令和元年中）	5頁
5 交通事故情勢と抑止対策について	
・ 資料5 交通事故情勢（令和元年中）と抑止対策	6頁

令和2年3月

警察本部

「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて

施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
旧職員公舎等(35施設) <直當>	当該施設は、警察職員向けの公舎等として建設されたものであるが、現在は老朽化等によりその用途を廃止している。 維持管理費が必要となっていることから、建物付きで売却可能な物件があれば、処理を進めることを検討する。	建物付きで処分可能な物件について積極的に処理検討	警察本部

見直し対象施設一覧

No	名 称	所 在 地	経年	土地の所有	備 考
1	旧池ノ脇住宅	いなべ市員弁町	49	三重県	
2	旧池ノ脇住宅2号館		41	三重県	
3	旧四日市北警察署	四日市市松原町	48	三重県	
4	旧河原田住宅1号館	四日市市河原田町	55	三重県	
5	旧河原田住宅2号館		55	三重県	
6	旧御殿場住宅	津市藤方	47	三重県	
7	旧森住宅	津市森町	47	三重県	
8	旧ベルハイツ松阪	松阪市上川町	53	三重県	
9	旧南島幹部交番	南伊勢町村山	51	三重県	
10	旧鳥羽警察署		49	三重県	
11	旧鳥羽警察署署長公舎	鳥羽市船津町	49	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
12	旧船津第一住宅		50	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
13	旧船津第二住宅		44	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
14	旧泉第二住宅	尾鷲市泉町	43	三重県	
15	旧向井住宅A	尾鷲市大字向井	40	三重県	
16	旧向井住宅B		39	三重県	
17	旧四十九住宅	伊賀市四十九町	45	三重県	
18	旧警察学校校長公舎	津市高茶屋	50	国	警察学校敷地内
19	旧警察学校職員住宅		50	国	警察学校敷地内
20	旧多度住宅	桑名市多度町	47	桑名市	
21	旧玉垣住宅A	鈴鹿市南玉垣町	50	鈴鹿市	
22	旧玉垣住宅B		50	鈴鹿市	
23	旧塔世寮	津市高洲町	48	津市	
24	旧妙法寺住宅	津市安濃町妙法寺	47	津市	
25	旧大谷住宅A		51	松阪市	
26	旧大谷住宅B	松阪市上川町	49	松阪市	
27	旧大谷住宅C		47	松阪市	
28	旧穂原警察官駐在所	南伊勢町伊勢路	42	南伊勢町	
29	旧城田警察官駐在所	伊勢市上地町	29	J A伊勢	
30	旧親明寮	鳥羽市安楽島町	37	鳥羽市	
31	旧紀伊長島住宅	紀北町紀伊長島区	48	紀北町	
32	旧東田原住宅A		46	名張市	
33	旧東田原住宅B	名張市東田原	46	名張市	
34	旧東田原第二住宅A		42	名張市	
35	旧東田原第二住宅B		42	名張市	
-	旧若葉町住宅	松阪市若葉町	48	三重県	建物付き売却
-	旧大長公舎	東員町大字長深	22	東員町	東員町の予算で建物解体 土地を同町へ返還

「『みえ県民力ビジョン・第三次行動計画』(仮称)最終案に対する意見」への回答

番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
141	犯罪に強いまちづくり	警察本部	副指標「『子ども安全・安心の店』認定事業所数」について、認定事業所数を増やすなどもたちは、さらに子どもたちへの周知や認定した事業所との関係を密にするとともに、「子ども安全・安心の店」等の取組を進めるとともに、10番の家」等の他の取組を進めることで、地域全体で子どもたちの登下校時の安全確保に努めたい。	小学校で開催する防犯教室やツイッター等を活用した情報発信などを通じて、「子ども安全・安心の店」認定事業所の概要や設置場所を周知するなどとともに、犯罪発生情報等の提供や合同での見守り活動の実施などにより、認定事業所と緊密な連携を行います。また、市町教育委員会が設置主体の「子ども安全・安心の店」等とは、ともに、学校、市町、地域住民等と連携して、情報交換を行って、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に努めます。

資料2

施策141 犯罪に強いまちづくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

市町や地域住民、ボランティア団体、事業者、学校等との連携による犯罪防止に向けた取組と、発生した犯罪に対する検挙活動の推進により、県民の皆さんのが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

現状と課題

- 県民の皆さんの安全と安心を確保するため、犯罪の防止と検挙に取り組んできた結果、令和元（2019）年中の刑法犯認知件数は、戦後最少を記録しました。その一方で、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪^{注)1}や、高齢者等を狙った特殊詐欺は後を絶たず、また、ストーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）事案の認知件数や、サイバー犯罪等に関する相談件数が高止まりするなど、治安情勢は、依然、予断を許さない状況にあります。さらに、近年、下校中の児童が殺害される事件、登校中の児童らが殺傷される事件、多数の社員が放火により殺害される事件など、社会の耳目を集め凶悪事件が全国的に相次いで発生していることも相まって、治安に対する県民の皆さんの不安を解消するには至っていません。
- このような現状において、県民の皆さんのが安全で安心して暮らせる、犯罪の起きにくい社会を構築するためには、自治体や地域住民、ボランティア団体など、さまざまな主体との連携による犯罪防止に向けた取組と、重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やストーカー・DV事案、サイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪に対する検挙活動を一層推進する必要があります。
- 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。しかし、犯罪被害者等の状況に応じた必要な支援が適切に提供される必要があることや、必要な支援は多岐にわたることから、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備する必要があります。また、二次被害を防止するため、犯罪被害者等に対する県民の理解促進を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの理解と協力を得ながら、地域ぐるみのきめ細かな防犯対策や関係機関・団体等による自主防犯活動を促進するとともに、適正捜査を推進し、発生した犯罪の徹底検挙を図ります。また、犯罪被害者等に対する関係機関等と連携した総合的な支援体制の整備や地域社会における理解の促進に取り組みます。

注) 1 重要犯罪：殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐および人身売買をいいます。

取組方向

■ 基本事業1 みんなで進める犯罪防止に向けた取組の推進

自治体等と連携した防犯設備の整備・拡充、自主防犯活動の活性化を図るための支援、子どもの安全確保、少年の非行防止、特殊詐欺の被害防止など、犯罪防止に向けた取組を推進するとともに、サイバー空間の安全・安心の確保を図ります。

■ 基本事業2 犯罪の徹底検挙のための活動強化

迅速・的確な初動捜査の徹底、捜査支援システムの活用や科学捜査の推進など、客観証拠確保のための取組を強化し、検挙および暴力団対策等各種対策を行うことで、被害者に重大な危害を及ぼす重要犯罪をはじめ、特殊詐欺やサイバー犯罪など、県民の皆さんに不安を与える犯罪の徹底検挙を図ります。

■ 基本事業3 県民の安全を守る活動基盤の整備

老朽・狭隘な交番・駐在所の建て替えや、装備資機材の充実・強化、捜査支援システムの拡充など、警察活動を支える基盤の強化に取り組み、犯罪防止と徹底検挙を進めます。

■ 基本事業4 犯罪被害者等支援の充実

犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が途切れなく提供されるよう、市町をはじめとする関係機関等との連携を強化し、総合的な支援体制を整備するとともに、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について、県民の理解促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
刑法犯認知件数	10,322 件	7,500 件 未満	刑法犯（道路上の交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
「子ども安全・安心の店」認定事業所数	262 事業所	1,000 事業所 以上	通学路に面し、子どもの保護活動、見守り活動のほか、地域住民への犯罪被害防止に関する情報発信、自主防犯活動に関する広報等を行う「子ども安全・安心の店」として三重県警察が認定した営業所・店舗数
重要犯罪の検挙率	94.8%	90%以上	重要犯罪に係る当該年の認知件数に対する検挙件数の割合
機動力の向上、施設の老朽化・津波浸水への対策を講じた交番・駐在所数	80 か所	100 か所 以上	さまざまな警察事象に迅速・的確に対応するための対策を講じた交番・駐在所の数
犯罪被害者等支援施策集を作成した市町数	1 市	29 市町	市町における犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた「犯罪被害者等支援施策集」を作成した市町数

犯罪情勢（令和元年中）

1 刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

刑法犯認知件数は減少傾向を維持し、重要犯罪も減少した。

検挙件数の減少は、前年に余罪多数の窃盗犯（自動車盗等）を検挙したことが影響した。

検挙率の低下は、重要窃盗犯の検挙の減少等が影響した。

	認 知 件 数		檢 挙 件 数		檢 挙 人 員		檢 挙 率	
	(件)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比	(%)	前年比
刑 法 犯	10,322	-925	3,829	-1,135	1,938	-272	37.1	-7.0
重 要 犯 罪	77	-21	73	-12	70	+9	94.8	+8.1
重 要 窃 盗 犯	1,268	+71	924	-73	104	+19	72.9	-10.4

※重要犯罪とは、殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買をいう。

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

2 特殊詐欺

認知件数・被害額ともに減少、特に架空請求詐欺が減少した。

	認 知 件 数		被 害 額		檢 挙 件 数		檢 挙 人 員	
	(件)	前年比	約(万円)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比
總 数	79	-28	11,840	-27,110	34	-29	17	-2
振り込め詐欺	78	-28	11,790	-26,660	34	-29	17	-2
振り込め詐欺以外	1	±0	50	-450	0	±0	0	±0

※振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺をいい、振り込め詐欺以外の特殊詐欺とは、金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、異性との交際あっせん名目詐欺、その他詐欺をいう。

※被害額は、各手口別の被害金額を調整せず四捨五入により表記しているため、合計に誤差が生じる場合がある。

3 暴力団犯罪

検挙人員の減少は、前年に暴力団関係者による賭博事件を検挙したことが影響した。

暴力団勢力は年々減少傾向にある。

	檢 挙 件 数		檢 挙 人 員		暴 力 団 勢 力			
	(件)	前年比	(人)	前年比	團 体 数	構成員等数	H30末	R元末
總 数	314	+58	136	-52	H30末	R元末	H30末	R元末
刑 法 犯	253	+63	99	-50	22	21	350	300
特 別 法 犯	61	-5	37	-2				

4 薬物事犯

検挙人員の約7割が覚醒剤事犯で、大麻事犯（その他）での検挙が増加傾向にある。

	檢 挙 件 数				檢 挙 人 員			
	(件)	前年比	うち暴力団	前年比	(人)	前年比	うち暴力団	前年比
總 数	191	-14	49	-5	115	+3	26	±0
覚 醒 劑 事 犯	133	-27	37	-15	85	+1	23	-2
そ の 他	58	+13	12	+10	30	+2	3	+2

※薬物事犯とは、覚醒剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯及び医薬品医療機器事犯をいう。

5 来日外国人犯罪

ベトナム人の検挙が多く、特に窃盗（万引き）事件、入管法違反事件での検挙が多い。

	檢 挙 件 数		檢 挙 人 員		國籍別検挙状況（上位）		
	(件)	前年比	(人)	前年比	件数	人員	
總 数	212	+46	120	±0	ベトナム	53件(25.0%)	36人(30.0%)
刑 法 犯	146	+54	68	+1	ブラジル	59件(27.8%)	26人(21.7%)
特 別 法 犯	66	-8	52	-1	中國	18件(8.5%)	14人(11.7%)

※来日外国人とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

交通事故情勢（令和元年中）と抑止対策

1 交通事故情勢

(1) 交通事故発生状況

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	前年比
人身事故件数	8,100	7,169	6,038	5,441	4,687	3,647	-1,040
死亡事故件数	109	86	98	83	82	74	-8
死傷者数	10,829	9,604	8,258	7,199	6,223	4,763	-1,460
死者数	112	87	100	86	87	75	-12
負傷者数	10,717	9,517	8,158	7,113	6,136	4,688	-1,448

(2) 交通死亡事故の特徴

◆ 死亡事故 74 件	◇ 死者 75 人																				
○ 事故類型別	○ 高齢死者 42 人 (56.0%) (-15 人)																				
<table border="0"> <tr> <td>人対車両</td> <td>21 件 (-1 件)</td> <td>自動車乗車中</td> <td>17 人 (-2 人)</td> </tr> <tr> <td>車両相互</td> <td>30 件 (+1 件)</td> <td>二輪車乗車中</td> <td>4 人 (-2 人)</td> </tr> <tr> <td>車両単独</td> <td>21 件 (-7 件)</td> <td>自転車乗用中</td> <td>4 人 (-5 人)</td> </tr> <tr> <td>列車</td> <td>2 件 (-1 件)</td> <td>歩行中</td> <td>17 人 (-6 人)</td> </tr> </table>	人対車両	21 件 (-1 件)	自動車乗車中	17 人 (-2 人)	車両相互	30 件 (+1 件)	二輪車乗車中	4 人 (-2 人)	車両単独	21 件 (-7 件)	自転車乗用中	4 人 (-5 人)	列車	2 件 (-1 件)	歩行中	17 人 (-6 人)	<table border="0"> <tr> <td>自転車乗用中</td> <td>6 人 (-8 人)</td> </tr> <tr> <td>歩行中</td> <td>24 人 (-1 人)</td> </tr> </table>	自転車乗用中	6 人 (-8 人)	歩行中	24 人 (-1 人)
人対車両	21 件 (-1 件)	自動車乗車中	17 人 (-2 人)																		
車両相互	30 件 (+1 件)	二輪車乗車中	4 人 (-2 人)																		
車両単独	21 件 (-7 件)	自転車乗用中	4 人 (-5 人)																		
列車	2 件 (-1 件)	歩行中	17 人 (-6 人)																		
自転車乗用中	6 人 (-8 人)																				
歩行中	24 人 (-1 人)																				
○ 昼夜別	○ 交通弱者 30 人 (40.0%) (-9 人)																				
<table border="0"> <tr> <td>昼間</td> <td>41 件 (-5 件)</td> <td>自転車乗用中</td> <td>6 人 (-8 人)</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>33 件 (-3 件)</td> <td>歩行中</td> <td>24 人 (-1 人)</td> </tr> </table>	昼間	41 件 (-5 件)	自転車乗用中	6 人 (-8 人)	夜間	33 件 (-3 件)	歩行中	24 人 (-1 人)	うち夜間の歩行中 15 人 (-3 人) → (うち反射材用品着用者1人)												
昼間	41 件 (-5 件)	自転車乗用中	6 人 (-8 人)																		
夜間	33 件 (-3 件)	歩行中	24 人 (-1 人)																		
○ 原付以上第1当事者事故	○ 自動車乗車中死者 29 人 (38.7%) (-6 人)																				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪質・危険違反の事故 ・ 飲酒運転による事故 ・ 高齢運転者の事故 ・ 若年運転者の事故 	うちシートベルト非着用 17 人 (58.6%) (うち助かり12人)																				

2 抑止対策

(1) 子供の交通事故防止対策の推進

- ア 未就学児を中心に子供が集団で移動する経路における道路交通環境の改善
- イ 子供の通行が多い生活道路等における移動オービスを活用した速度取締り
- ウ 歩行者、自転車利用者としての安全な通行方法に関する交通安全教育

(2) 交通弱者（歩行中、自転車乗用中）の交通事故防止対策の推進

- ア 信号機のない横断歩道における歩行者優先の確保に向けた取組
- イ 自転車の安全利用促進

(3) 高齢者の交通事故防止対策の推進

- ア 各種教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育
- イ 安全運転サポート車の普及啓発
- ウ 運転免許を自主返納しやすい環境の整備